

契約入所者向け料金一覧表							
項目	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	非該当	備考	
単身の場合	①居住費/月	37,700	37,700	37,700	37,700	37,700	浜松市生活扶助費単身額 ※1人入居時の居室面積限度額 ①11㎡～15㎡：¥34,000 ②7㎡～10㎡：¥30,000 ③6㎡以下：¥26,000
	②食費/日	300	390	650	1,550	1,550	介護施設入所時の所得段階を適用 単価は一日あたり、一食でも摂れば請求する。
	③光熱水費※	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	一律設定
	④管理費※	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	生活支援等
	⑤自治会費/月	200	200	200	200	200	措置含む入所者間の相互扶助のため
	(合計)	92,200	94,990	103,050	130,950	130,950	
	(日額/30日)	3,073	3,166	3,435	4,365	4,365	契約書 第14条
二人入居の場合	①居住費/月	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	浜松市生活扶助費2人額
	②食費/日	600	780	1,300	3,100	3,100	※食費は2人分/日 介護施設入所時の所得段階を適用 単価は一日あたり、一食でも摂れば請求する。
	③光熱水費※	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500	単身×1.5倍
	④管理費※	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	単身×2倍 生活支援等
	⑤自治会費/月	400	400	400	400	400	措置含む入所者間の相互扶助のため
	(合計)	146,500	152,080	168,200	224,000	224,000	
	(日額/30日)	4,883	5,069	5,607	7,467	7,467	契約書 第14条
基準	租税公課	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者の方	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額及び非課税年金額の合計80万円以下の方	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額及び非課税年金額の合計80万円超120万円以下の方	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、左記以外の方		
	預貯金	単身500万円、夫婦1,500万円	単身550万円、夫婦1,550万円	単身650万円、夫婦1,650万円	単身1,000万円、夫婦2,000万円		